



Title	第三帝国の教育政策：政権獲得期を中心に
Author(s)	布施, 俊夫
Citation	大阪外国語大学学報. 1973, 29, p. 301-311
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80481
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第三帝国の教育政策

—政権獲得期を中心に—

布 施 俊 夫

Die Bildungspolitik des Dritten Reiches

—besonders in der Zeit der Machtergreifung—

von Toshio FUSE

Die nationalsozialistische Regierung hat nicht nur auf politischem, sondern auch auf künstlerischem, literarischem und philosophischem Felde vernichtende Aktionen durchgeführt. Innerhalb dieser kulturellen Bereiche richtete sich aber ihre Stoßkraft am stärksten und nachhaltigsten auf den der Erziehung. Hier in diesem Aufsatz wird der Prozeß der nationalsozialistischen Bildungspolitik unter fünf verschiedenen Gesichtspunkten dargestellt.

1. Hochschulstudenten:

die gewalttätig-turbulenten Umsturzaktionen in den Frühjahrsmonaten 1933 — die empfindliche Einschränkung der traditionellen akademischen Selbständigkeit — die Gründung der zentralen Reichsorganisation sämtlicher deutschen Studenten (Reichsschaft unter dem Reichsschaftsführer) — die Einschränkung der Studentenzahl aufgrund des Gesetzes gegen die Überfüllung der deutschen Schulen und Hochschulen — die Einführung der Arbeitsdienstpflicht.

2. Hochschullehrer:

die Boykottierung, Verdrängung, Suspendierung mißliebiger Professoren — die Reduzierung des Lehrkörpers aufgrund des Berufsbeamtengesetzes — die Anpassung des Hochschulverbandes an das neue Regime (die Kapitulation der deutschen Universitäten) — die Proklamierung des dem Hochschulwesen entgegengesetzten Führerprinzips (mit dem Rektor als "Führer" der Universität).

3. Proklamierung eines neuen Begriffs der Wissenschaft:

die Demontage der bisher in Deutschland geltenden Wissenschaft — die radikale Umformung der politischen Wissenschaften — die Verzerrungen und Fälschungen der Geschichtswissenschaft — die Errichtung der "Forschungsabteilung Judenfrage" im "Reichsinstitut für Geschichte des neuen Deutschlands".

4. Volks-, Mittel-, Oberschullehrer:

die Säuberung der Schulen von nichtarischen und gegnerischen Lehrern aufgrund des Berufsbeamtengesetzes — der Zustrom der Lehrer zum NS-Lehrerbund (NSLB) — die Proklamierung der Organisation einer “Deutschen Erzieherfront” — die Eröffnung neuer Hochschulen für Lehrerbildung — der Abbau des Bekenntnis- und Privatschulwesens, das sich schlecht mit den nationalsozialistischen Vorstellungen von einem einheitlichen, gleichgeschalteten, nationalsozialistisch indoktrinierten Schulwesen vertrug.

5. Volks-, Mittel-, Oberschüler:

Rassenpolitische Maßnahmen gegen jüdische Schüler — nationalsozialistische Erziehung außerhalb der Schule, besonders durch die Hitler-Jugend.

Man nennt oft die Bildungspolitik des Dritten Reiches die Demontage der deutschen Wissenschaft, den Rückfall des kulturellen Lebens in die Barbarei. Solch eine und ähnliche Meinungen finden ihre Stütze in Erscheinungen wie z. B. großen, zum Teil noch heute nicht ausgeglichenen wissenschaftlichen Verlusten durch die Vertreibung bedeutender Gelehrter, dem Abbruch der internationalen Verbindungen innerhalb der deutschen Forschung, dem Rückgang der Studentenzahlen um die Hälfte usw. Wenn diese Bildungspolitik aber ohne Rücksicht auf solche rein wissenschaftlichen Verluste vom Anfang an nur auf staatliche Vereinheitlichung der Schulverwaltung, organisatorische Erfassung der Lehrer und Dozenten und vor allem nationalsozialistische Indoktrinierung der jungen Generation und ihre Ausbildung zum Verteidiger des neuen Regimes abzielte, so muß man doch zugeben, daß die nationalsozialistische Führung geschickt ihre Politik betrieben und sehr eindeutige Erfolge erreicht hat.

ナチス時代の文化問題を記述した書物の中には焚書、墮落芸術展、著名学者・芸術家の国外追放など文化の破壊活動が満ちている。ナチス政権下で無傷であった文化領域など全くなかった事は確かである。1933年9月22日に成立した全国文化院の組織の下に全ゆる芸術・新聞報道は統制され、指導者原理・種族理論・世界観哲学という奇妙な思想の下にドイツ人の偉大さを誇示し、新体制を擁護し、戦闘精神を鼓舞するひきゆがめられた宣伝活動が展開された。こうしてドイツ文化はその全分野にわたって多大の損害を蒙ったのであるが、しかし尚今日我々がナチスドイツが目の敵にして撲滅をはかった文学作品を手にとる事が出来、音楽を鑑賞する事が出来る事実でわかる通り、迫害された人々の苦しみに満ちた抵抗と防禦を通じて、また外国の保護によって被害が或程度喰いとめられた領域もある。ナチスが最もその掌握に力を注ぎ、成果をあげたのはもともとその性質上組織化のしやすい教育問題であった。感受性が強く、与えられるものを無批判に吸収してう人格形成期の青少年に広い世界に対して目かくしをし、ただひたすらに自分達に都合の良い思想を吹き込む事が、たとえその時には目立たなくても、後になって如何に大きな影響をもたらし得るか、如何に自分達の体制擁護の信頼出来る支えになるかをナチス指導者達は充

分に心得ていたのである。ヒトラーは1933年11月6日の演説で次の様に述べている。「反対者が、わたしはお前の味方にはならないと言う時、私は静かにいうだろう。お前の子供はすでに我々の側についている。お前はなにものか。お前はやがて過去のものになる。けれどもお前の子供はいまや新しい陣営に立っている。まもなく彼等は、この新しい共同体のほか、なにものも知らなくなるだろう。」¹⁾ ミュンヘン郊外ダッハウのかつての強制収容所跡を訪れる者は、そこに骸骨同様の姿で倒れ死んでいる囚人を前に得意気な笑いを口元に浮べている若年兵の大写しの写真を見出し、教育効果の恐ろしさに戦慄を覚えるであろう。

ナチスの教育問題に関する指導的イデオロギーは小学校教師の出で、フランクフルトの師範学校の教師を勤め1933年春には同地の大学の学長にまつり上げられた Ernst Krieck と、同じく師範学校の教師あがりである1933年春にベルリン大学で学生の政治教育を担当する事になった Alfred Bäumler 両教授であった。彼等の教育構想は「人々の政治的方向づけと人々を指導者原理に馴らす作業は学校に始まる。生徒達に対しては授業を行うだけでなく政治指導をする必要がある。非政治的な抽象的教育法の支配する学校は時代おくれで、政治的学校の時代が始まったのだ。」という趣旨のものであり、そこでは教育の自由とか自治とかは時代おくれの理想主義的な理念として排斥された。²⁾ こうして国家社会主義と民族統一に役立つ教育を目指してナチスの学問教育への干渉と統制は始まった。

ナチスが最初に関心を示し、働きかけたのは大学であった。勿論大学の設備の充実とか研究の振興に力を注いだわけではない。この点ではナチス政府は恐ろしく費用を出し惜しんだ。学術的目的のための国家支出は第二次大戦開戦前に漸く1925年から30年までの線に達したにとどまり、大学の拡充など殆んど何もなされなかった。戦争中になって漸く学術振興政策がとられたが、それも軍需工業に関係が深いか、あるいは原料喪失を補う自然科学のある分野に限られたのである。ナチスが先づ目指したのは学生の掌握と組織化であった。ナチス革命の常套手段は上からの強制と下からの運動の呼応にあり、この場合も学生を動員して大学内に騒乱をあり、現状をかき乱そうとするのがねらいであった。学生の中にもこれに呼応する動きがあった。既に帝政時代からワイマール時代を通じてドイツの大学が国家主義、反ユダヤ主義の牙城であった事は周知の事実であるが、多数の狂信的な国家主義者で反民主主義者の大学教授の言動は民主制度に墓穴を掘るのを手伝い、ナチズム到来の地ごしらえをする手伝いをした。³⁾ 共和国の晩年1932年頃には多くの学生がワイマールの文化関係諸官庁と争いをくり返しながらい、ナチスのプロパガンダに曳きずられて行った。この夏のドイツ学生大会は民主的な自治の原理の排除、指導者原理の採用をすら決定している。こうした背景の中での学生の組織化は実に効果的であった。1933年4月22日のプロシャの大学学生組合 (Studentenschaft) 結成法によって全学生がその在籍する大学の学生組合に自動的に所属する事になり、そしてこの四月法が学生組合の目的を国粹的に学生の民族・国家・大学への義務遂行を援助する事とし、会員をドイツ人の血統でドイツ語を母国語とする全正規学生と規定した事に力を得て、ナチス系の学生の大学内での不穏な動きはますます激しくなった。

彼等は気に入らぬ教授のボイコットや反ナチ学生・ユダヤ人学生への攻撃、制服着用デモンストレーションや更に又講義やゼミナール中にナチス信奉の熱狂的な演説を行い、同じ行動を教授達に要求する等の運動を繰り広げた。ベルリンでは総長 Kohlrausch に「大学の非ドイツ精神に反対する12ヶ条」（その中にはユダヤ人教授はヘブライ語でしか発表してはならないとの条項もあった）が突きつけられ、キールでは学生が28人の教授の解雇を要求、これら教授の全著作を大学図書館から押収した。⁴⁾

これら学生組合を中心とした一連の学生の動きが政権獲得直後の新体制の徹底的な粛清処置を大いに支えた事は確かである。しかし学生のこのような運動はいつ迄も野放しにはされていなかった。それは丁度ナチスの芸術政策が政権獲得後も暫くはアルフレート・ローゼンベルクを中心とする文化闘争同盟の破壊活動にまかされていたのに、ゲッベルスの国民啓蒙・宣伝省の設立（1933.3.13）を契機に規制の段階に移って行ったのと同じであった。学生の規制は自治活動の禁止・学生数の削減・勤労の強制の三つの方向から行われた。五月以降次々に出された規律・権威・能率を求めるきびしい省令によって、それ迄短いがはげしく爆発した学生組合の自発的な「革命」行為は禁じられ、大学の自治の伝統は大巾に制限され、学生らしい行動意欲に対しては独裁政治の側から静粛令が課された。当時プロシヤの文化相であった Bernhard Rust はプロシヤの学生に真面目な実りある活動を求め、教官スタッフを変える事は政府の仕事で（ベルリン大学の総長は Kohlrausch からナチス人種研究者の Eugen Fischer に変えられていた）、規律と平和は時の要求であり、違反した学生は除籍になると説いた。⁵⁾学生の自治と大学の自治への学生の協力というドイツ大学の伝統の痕跡はプロシヤの1933年4月法にはまだあったが、これが1934年2月7日付で国法になると、学生組合の任務は学生がSA勤務・勤労奉仕などによって民族、国家に無私な奉仕を果す様教育するとか、戦闘的教育はSA大学局、政治教育はナチス学生同盟に委ねる⁶⁾といった党機関・政府と結びつく条項が出て来て大学の自由は完全に消滅した。他に1934年1月31日のカトリック学生組合連合のナチス革命支持宣言、1935年10月18日のブルシェンシャフトの解体とその残部のナチス学生同盟編入⁷⁾等、個々の学生グループの自発的なナチスへの接近もあったし、法的には1935年1月4日に学生組合の統一組織（Reichsschaft）が生れてその全国指導者が文部大臣（ドイツは文化問題は伝統的に州の管轄になっており各州に文化相がいたが、1933年11月12日に各州の主権とドイツ国参議院が廃止され、さらに1934年1月30日の帝国新編成法によって州官庁は意味を失ない、1934年5月1日の法令で全国統一の学術・学校教育・国民教育省＝文部省が設立された。この省の大臣は Bernhard Rust⁸⁾）の配下に入り、1938年7月6日に全国学生生活協同組合（Studentenwerk）統一令が出る迄には学生組合、ナチス学生同盟、学生生活協同組合等全ての学生グループを全国学生指導者が代表し、この学生の総統とも言うべき全国学生指導者を文部大臣が任命するという形で学生組織の指導者原理による編成は着実に果された。学生数の削減のきっかけとなったのは1930年代に入ってから大学入学希望者が急増し、諸州が経済危機のためこれに耐えきれぬ状態になったことであった。1933年2月15日に大学入学規制に関する諸州の協定が成立し、入学希望者個々に大学での勉学の適否を書類で出す事が試験委員

会に義務づけられ、これに基づいて新入生は三学期間にわたって再検査されて否定的な結果が出た場合は全ゆる援助が断たれる事になった。⁹⁾しかしこれはまだリベラルで学生締出しの手がかりとなるまでにはいたらなかった。この学生過剰という状態とナチスの教育政策を結びつけて、きびしい入学制限法を作ったのは内務省であった。1933年4月25日のドイツ人学生生徒過剰に対する法令は義務教育以外の全ての学校が教育の徹底を保証出来、職業上の需要を満たし得る範囲内に学生・生徒数を制限すべき事を規定していたが¹⁰⁾、この法律は非アーリア人を学校から締出す恰好の口実となった。新入学生数は毎年年度始めに職業上の需要とにらみ合せて州政府が決める事になり、ユダヤ人の学生数は全人口に対するユダヤ人口の比率を顧慮して1.5%と決められ、その上学校の収容力が小さい場合にはユダヤ人の在籍率が満たされていなくてもアーリア人の進学志望者が優遇された。ユダヤ人子弟は1938年には全てドイツの公立学校からは締め出された。ナチスの大学からの学生追放政策は更に非ナチ学生、女子学生に向けられた。諸政党の禁止後（1933年6月22日の社会民主党の禁止に続き、7月14日には政党新設禁止法が作られてNSDAP以外の政党は全て禁止となった）それらの政党グループに属したり、それらに近かった学生が大学での勉強から追放された。また婦人を解放運動から追い返すのはナチスの中心政策の一つであったが、教育についての婦人の冷遇は甚だしく、大学進学者数はどの州でも10%以下におさえられた。例えば1934年度のプロシャの大学進学有資格者数10,734名のうち女子は僅か1,048名と決められた。¹¹⁾以後更に大学入学志願者がヒトラー・ユーゲントに積極的に参加しているか、肉体的・性格的な適性と信頼できる国粹的な政治意識を持っているかまで調べる、きびしい選出規定が作られて大学生の政治的管理は進んだ。こうして入学志願者を制限し多数の学生を大学から締め出した結果、1928/29年の冬学期から1938/39年の冬学期までの10年間にドイツの学生数は、111,600名から55,900名と半減してしまったのである。¹²⁾ヒトラーは既に「わが闘争」の中で「学問的教養は少ししか積んでいなくても肉体的に健康で、りっぱで堅固な性格を持ち、喜んで決断する力と意志力に満たされた人間の方が民族共同体にとっては才気ある弱虫よりも価値がある。」と述べ、その考えを受け継いで文相 Rust も1933年6月16日ベルリンで「真の実地教育をする学校は大学にもギムナジウムにもなく、勤労奉仕の宿舎にある。何故ならここではお説教も空虚なおしゃべりもなく行動が始まるのだから。勤労奉仕を拒否する者はドイツを大学出として指導する権利を失う」と強調した。こうして学生達は教室を追われ、労働に対してしかるべき敬意を払う事と農場での共同生活の中で軍規に近い生活の規律正しさを学ぶ為に勤労奉仕を義務づけられた。学生勤労奉仕令は1933年8月1日に布告され、翌年2月には学生組合が大学入学志願者に半年の勤労奉仕義務——4カ月の勤労奉仕と2カ月のSA勤務——を課した。勤労奉仕には学生に半軍人的な教育を施す目的もあったが1935年6月26日になって始まる「国民の学校」としての一般勤労奉仕義務の伏線でもあり、また大学をナチス党が1914年から1918年にいたる第一次総力戦の全体的防衛共同体を模範としてドイツ民族をきたえてつくり出そうとした民族共同体に結びつけるねらいもあった様である。

大学教官側への上からの規制は学生の学内での熱狂的なアジ演説、気に入らぬ教授のホイコッ

トといった不穏な動きに呼応して始まった。1933年4月7日出さされた職業官吏復活法はその第二条で非アリア官吏の退職（ヒンデンブルクからユダヤ人系の戦傷者に対しては差別待遇をすべきでないとの抗議があったので第一次大戦に参戦したユダヤ人は適用を免れた¹⁵³）、第三条でこれ迄の政治的活動で献身的に民族国家につくす保証のない役人（特に左翼政党の信奉者）の恩給なしの退職をきめており、これらの規定が大学教官にも適用されたのでおびただしい数の学者が職を追われた。ナチスの公式資料によれば1932/33年の冬学期から1933年の夏学期までの半年間の大学教官の解職者の数は7.5%（8,515名から7,881名）となっているが、Bracher は1932/33年の冬学期に対して大学教官全体の14.34%という数字をあげている。¹⁴ この数字でも小さ過ぎる様に思われるが、これはごくはっきりしたケースだけをとり上げており、個人的な冷遇や脅迫による辞職とも解職ともつかぬケースはもっとあったに違いない。解職者の比率は大学によって様々であった。デュッセルドルフの医科専門学校が50%、ベルリン大学とフランクフルト・アム・マイン大学が32%、ハイデルベルグ24%余り、ブレスラウ22%、ゲッティンゲン、フライブルク、ハンブルク、ケルンが18から19%の教官を失い、一方ロストックは4%、チュービンゲンは1.6%に過ぎなかった。総合大学の教官喪失は16.6%で工科大学の10.7%より多く、学部別では既に有名なナチスの御用法学者カルル・シュミット等を中心にナチス法学が出来上りつつあった法学部とフロイト（精神分析）、クレンペラー（癌研究）、ミンコフスキー（インシュリン）等ユダヤ人の多かった医学部が21.2%で最も多かった。¹⁵ ユダヤ系ないしナチスにとって好ましくない学者の解雇はこの時期だけでなく、更に続けられて1935年末までにユダヤ人教授は一人もいなくなり1933年から1939年までにアメリカに亡命した大学教師は1,700名以上にのぼり、その中に12名のノーベル賞受賞者がいたと言われる。¹⁶ この大量の教官解雇により大学は大きな損失を蒙ったが、特にその中に含まれている秀れた学者の追放による質的被害の方が数的なそれよりも大きかったと Schulz は述べている。有力教授の追放が学部全体の性格を変えて了ったり、学問の方向の動揺をもたらす事もあった。こうしてナチス制度最初の5年間で罷免された教授、講師の数は2,800人と正式に発表されているが、国家社会主義をうけつけなかったためにその地位を失った者の比率は、当人自身1933年マールブルク大学で免職になった Wilhelm Röpke 教授がいているように、きわめて低かった。¹⁷ 多数のアリア人大学教師はナチズムに迎合して行ったのである。既に3月3日には300名の大学教師がヒトラーの道を選ぶ事を宣言し、4、5月には教授団の組織である大学連盟（Hochschulverband）の幹部会が新体制への適合を行なった。10月28日にはプロシヤ省令で大学は総長選挙権を失ない、投票権のなくなった評議員会は諮問委員会になり下がった。総長は州文化省の任命するところとなり、総長は学部長の任命をする他、大学共同体の指導、学部長と協力しての大学の学問的形成、大学にある党組織の長たちの了解を得ての政治任務の遂行など大学管理の全権限をにぎって文字通り大学の総統となった。このプロシヤ省令によって生れた体制は1935年4月3日の文相 Rust の「大学管理統一のための指針」によってますます強固なものとなり、総長は文部大臣に直属して文部大臣に対してだけ責任を負い総長代理、学部長も文部大臣によって任命されることになって大学における指導者原理は完成に至った。大学は完全に省の機関となったのである。又一方1934年12月13日の教授資格令により教授

の資格審査に全く非学問的な政治的経歴と総長，文化省などの性格判定がつけ加えられた。この一連の大学の統制を許し，ナチス体制に追従して行った大学教師の態度に対しては，色々の原因があげられるであろう。ナチス政府に支えられ，学生組合・ナチス学生同盟という大きな組織を背景としたナチス系学生の授業妨害や熱狂的なアジ演説は耐え難かったであろうし，自分のゼミナールからの密告の心配もあった。当局からの監視や非アカデミックな政治的積極性の強要もあった。職業官吏法によってポストと収入をいつ失なうかも知れぬ不安もあったであろう。それに Bracher が指摘しているところによれば人間の弱さにつけ込んだ策略や陰謀もあった様である。¹⁸⁾ 前述の如く職業官吏法の適用により大量の大学教師が職を離れたが，それによって空いたポストは大規模な人事移動によってうめられたのである。Schulz がくわしく述べているが¹⁹⁾ 1933年中にプロシヤの諸大学で16名の正教授と多数の講師が新しく任命され，教授の濫造は其後も続いた。勿論 Rust の文化省が人事決定権を握って，それを最大限に利用してナチス支持教官を増やす事に努めたのであるから，大学に職を求める多くの人々がそれに左右された事は想像に難くない。これらの理由はそれぞれに説得力を持ってはいるが，それでもドイツの大学教師が伝統的にとって来た政治に対する無関心な姿勢，そしてそれが生んだ帝政以来の保守性はやはり責められるべきであろう。その受動的な態度がナチス政府にやすやすと，これといった抵抗もなしに体制を確立させた最大の原因となっている事は確かである。Röpke が「名譽あるドイツの学問の歴史に汚点をつけた売春の情景」と呼んでいる1933年11月12日の外科医ザウアーブルック，哲学者ハイデガー，美術史家ピンダーをリーダーとする約960人の大学教師のヒトラーと国家社会主義制度に対する公の宣誓²⁰⁾ などその最たるものである。

大学の国家管理化は質的にみれば文字通りドイツの学問の解体であった。ナチスの考えでは学問も，国家社会主義と民族統一に役立たねばならぬ事になっていたから，学問を新体制に従属し，奉仕する様に作り変える作業を進めた。それが最も極端に行われたのは非政治的なドイツ人の政治教育を促進する目的で1920年に開校されたベルリンのドイツ政治大学の統制・廃校と党独自の政治大学の設立にあらわれた政治学の変形であった。19世紀の憲法運動からマックス・ウェーバーにいたるドイツの民主的解放を作りあげて来た古い政治学は攻撃され，ナチスのヨーロッパ支配の道具となり，ドイツの新しい政治学がヨーロッパの学問を支配すると予言するところまで政治学は墮落したのである。最もひどい歪曲と偽造にさらされたのは歴史学であろう。歴史学には国民の政治的・精神的・心的武装に奉仕するという使命が与えられ，太古から総統に至るまでをゲルマン的英雄精神で貫く事が求められた。更に新しい時代区分までが考えられてナチスの政権獲得を元年に，それ以前を先史とする事とし，一番新しい過去であるワイマール時代は誤りと墮落の時代とされ，この呪われた過去からの決定的な訣別をナチスの新形成への創造的意志が実現せねばならぬ事が強調された。この徹底的なワイマール否定による体制の擁護やビスマルク崇拜を出来るだけ抑えドイツ東方植民運動をしてヒトラーの大ドイツ主義，すなわちドイツゲルマン民族の大生活圏ナショナリズムをクローズアップしようとする方法は，現実的関心と結びついた傾向的歴史観の典型であった。²¹⁾ 歴史学は更に生物学と結びつけられて種属理論を展開する

事になり、1936年にはナチスの歴史研究家 Walter Frank を所長とする帝国新ドイツ史研究所の中にユダヤ問題研究部門が設けられ終戦にいたるまで歴史像やその他の学問の姿を反ユダヤ主義によって変形する事を学問的レベルで根拠づけ促進する努力がなされた。²⁹⁾ ノーベル物理学賞受賞者 Philipp Lenard が「ドイツ物理学」なる有名な珍論を展開したのもこの研究所の機関誌第一巻の紙上である。

小、中、高校教員に対しても職業官吏法は深刻な影響を及ぼした。この法に基づいて各州で徹底的な粛清が行われ、その結果教員の30%以上をナチス党員が占める事になった。³⁰⁾ 小、中、高校の場合はバイエルンのナチス文化大臣 Hans Schemm を指導者とするナチス教員同盟 (NSLB) による教員の掌握、組織化が進められ、この組織が全ゆる教員団体を吸収するという形でナチスの全体管理を保証した。1933年12月8日にドイツ労働戦線 (DAF) を真似てドイツ教育者戦線と名づけられたこの組織は特にナチス的な意味での教員の再教育に力を注ぎ、教員はナチス国家政策の原則とナチス思想をくわしく研究する事を求められ、世界観哲学を基礎とした教育者、ナチス奉仕活動のリーダーになる様再教育された。そのための講座参加に対しては教育委員会も休暇をみとめ、全力をあげてこの教育促進に努めねばならなかった。全教師は国民の範たる事を求められて学校でも学外でも総統の採用した右手をあげ同時にハイル・ヒトラーと言う挨拶を率先して行う様文部省から指令されたのである。新しい教員養成学校の設定も熱心に行われた。文相 Rust に文化教育に於けるドイツの未来の意志の牙城と言われたボンメルンのラウエンブルク帥範学校を初め多くが小都市や田舎におかれ、学生達は単純で限られた環境の中で勉学よりもスポーツや肉体労働に惹かれて行った。「良きワンダーフォーゲルの遺産」、「スパルタ精神の理想」「偉大なドイツ帝国陸軍の継承」をスローガンに彼等は知的活動より肉体の鍛練を上におくナチスの教育理念を具現しながら、Plön, Köslin, Potsdam の様なかつての帝政時代の士官学校の施設などの中でナチス精神を身につけて行った。こうして設立を促進された学校もある一方、その存続を否定された学校もあった。ナチスが学校を統制して国家管理下におきナチス教義を注入しようとする方針は小、中、高校の場合も大学と同じであった。そのため帝国新編成法 (1934. 1. 30) による州の自治の喪失、全国文部省の設立 (1934. 5. 1) による学校の省直属化、国家および地方公務員の任免に関する総統令 (1935. 2. 1) による高校教師以上の任免権の総統への移行など一連の処置がとられて学校の国家機関化は段階的に実現されたのであるが、この方針からはずれたカトリック系の学校や私立学校には変革や解体の道しかなかった。ドイツ帝国とローマ教皇庁の間の政教条約 (1933. 9. 12) で存続を保証された筈のカトリック系の学校は1941年の復活祭の時には全てナチスの共同体学校 (Gemeinschaftsschule) に変えられていたし、私立学校にいたっては1940年までに政治的圧力で殆んど全てが廃校になった。³¹⁾

生徒過剰に対する法令によって義務教育学校以外からユダヤ人子弟の締め出しが企てられたのは大学の場合と同様である。ユダヤ系児童の義務教育学校通学は拒否されはしなかったが、ユダヤ人の子供をユダヤ人の学校へ集めようとする動きはあり、そのための特殊学校創設の要望があっ

た。例えば1936年にフランクフルトで五つの小学校下級クラス（特殊学級）が作られている。1938年になると公立校から全ユダヤ生徒が排斥され、ユダヤ人の子供の授業は「ドイツ国内ユダヤ人協会」の中で行われることになった。この協会はその後可能な間はユダヤ人学校建設とユダヤ子弟の教育のために骨を折った。²⁹⁷一般のドイツ人子弟に対してナチスは学校のナチ化に努めると同時に学外での教育にも力を注いだ。むしろこちらの方に力点があったと言う方が正確であろう。その代表的な組織はヒトラー・ユーゲント（HJ）であった。1936年12月1日のHJ法はドイツ全青少年（10才から18才まで）が加入する事（第一条）、学校および家庭以外においてはHJにおいて肉体的、精神的、道徳的教育を受ける事（第二条）、ドイツ総統直属のナチス党全国青年指導者（Baldur von Schirach）を団長とする事（第三条）を規定し、序文で「全てのドイツ青少年は自己の将来の義務を果す覚悟をもっていなければならない」とうたっている。²⁹⁸この「自己の将来の義務」という曖昧な表現がナチスの精神で民族に奉仕し、民族共同体につくす事であるのは明らかであり、HJがドイツ青少年を全生活領域において掌握し完全に国家支配の下におきナチス指導部の従順な道具に仕立てる事を目指すものである事ははっきりしていた。ヒトラーの青少年教育が如何に徹底したものであったかは次の彼自身の演説（1938.12.8ズデーテン地方のライヒェンベルクで行われた演説）に示されている。「ドイツ的に考え、ドイツ的に行動するほかには何も学んでいない、この青少年、この少年達は10才で我々の組織に入り（Pimpf とよばれた）そこで、時によると初めて新鮮な空気を吸い、感じる。それから4年後に少年団（Jungvolk）からヒトラー青年団（HJ）に入り、そこに我々は彼等を再び4年間入れておく。そうしなければいよいよ彼らをわれらの階級製造者どもの手になんぞ渡しはしない。我々は彼らを直ちに党に、労働戦線に、突撃隊（SA）に、あるいは親衛隊（SS）に、ナチス自動車隊（NSKK）等々に入れる。そこに二年か一年半いて、それでもまだナチス主義者になりきれないようだったら、労働奉仕隊に入ってそこで六、七カ月揉まれる。全ては一つの象徴、すなわちドイツの鋤をもって行われるのだ。それから六、七カ月後にまだ階級意識、あるいは身分妄想がそこいらに残っている様な事があつたら、今度は国防軍が向う二年間引続いて治療をつづける。そして二年三年、あるいは四年後にもどってきたら二度と再発しないように我々はすぐにまた突撃隊、親衛隊等々に入れる。……」²⁹⁹この青年層の中から最も熱烈なヒトラーの追随者と、後には狂信的な兵士が生れたのも不思議ではない。

ナチスの教育政策は学問に対する破壊行為文明から野蛮への逆行などと定義づけられている。確かに多くの秀れた学者の喪失はドイツ学界の恐るべき弱体化をもたらしたし、第三帝国の孤立によって学界の国際的交流を断たれて了った。また大学は教授、講師の量的ならびに質的低下だけでなく、学生の方も入学を制限され多数が締め出され戦場へ狩り立てられて半減したので、正常な状態を保ち得なかった。またナチスは学校を外面的には統制したが、内面的統制には成功しなかったという意見もある。これもその通りであろう。ドイツ物理学・ドイツ数学や歴史学の歪曲はその内的矛盾のため到底厳密な学問的考証には耐え得なかったし、学者、教師全てが本当に心の底までナチ化されていたとは全く考えられない。一部の教授の間や教授と学生の間に指導者

原理ではない真の信頼関係が残っていた事は白バラ事件²⁸⁾が証明しているし、ナチス学生同盟の組織の中に伝統的なドイツの学生団体（Verbindung）が細々とながら生きていたとも言われている。しかしナチスがその教育政策を通じて目指していた最大の目標、学校の国家機関化と青少年の掌握は達成された事も確かである。ナチスにとっては、文化政策全般にわたってそうであるが、学問も芸術もそれ本来の価値でははかられず、ただナチス体制の維持、ナチス国家の強大化の手段にしか過ぎなかった。例えば歴史の書き換えも後世には荒唐無稽と笑われようとも随所に英雄をちりばめ、民族の優秀性を強調して感受性の強い青少年の想像力をかき立て、総統への忠誠、祖国の死守、他民族撲滅の熱狂的な精神を十分に植えつけられればそれでよかったし、この点では非常な成功を収めている。²⁹⁾ こういう教育政策がどうして可能であったかという問いはナチスという体制があれ程膨大で強力であり、教育政策はその政策全体の一環として行われたものであるからナチズム全体の研究にゆだねるべきであろう。ここでは最後にこの教育政策遂行に当たって少なくとも当時のドイツ人の持っていた特有の体質「政治的受動性」、「国家ならびに一般の権威に対する従順さ」、「称号・肩書きに対する特に強い執着心」、「規律好き」、「ユダヤ人嫌い」、「自民族に対する過度の自負心」がその実現に可成り有利に働いていたであろう事を指摘するにとどめたい。

- 註 1) W.L. シャイラー（井上勇訳）：第三帝国の興亡 2 S.33
2) K. D. Bracher : Stufen der Machtergreifung (in Bracher-Sauer-Schulz „Die nationalsozialistische Machtergreifung”) S. 308
3) 例えばピーター・ゲイ（到津十三男訳）：ワイマール文化 S. 15f, S. 65f, S. 126f
4) K. D. Bracher : a. a. O. S. 323
5) K. D. Bracher : a. a. O. S. 323
6) M. Abelein : Die Kulturpolitik des Deutschen Reiches und der Bundesrepublik Deutschland S. 34
7) K. D. Bracher : a. a. O. S. 325
8) H. Brenner : Kunstpolitik des Nationalsozialismus S. 292
9) G. Schulz : Die Anfänge des totalitären Maßnahmenstaates (in Bracher-Sauer-Schulz „Die nationalsozialistische Machtergreifung) S. 567
10) M. Abelein : a. a. O. S. 90
11) G. Schulz : a. a. O. S. 569
12) M. Abelein : a. a. O. S. 38
13) W. Hofer : Der Nationalsozialismus Dokumente 1933—1945 S. 364
14) K. D. Bracher : a. a. O. S. 321
15) K. D. Bracher : a. a. O. S. 321
16) M. Abelein : a. a. O. S. 37
17) W. L. シャイラー : 上掲書 S.36

- 18) K. D. Bracher : a. a. O. S. 317, S. 319
- 19) G. Schulz : a. a. O. S. 566
- 20) W. L. シャイラー : 上掲書 S. 37
- 21) H. Rothfels : Die Geschichtswissenschaft in den dreißiger Jahren S. 90ff
- 22) K. D. Bracher : a. a. O. S. 313 および G. Melchers : Biologie und Nationalsozialismus S. 59ff
- 23) M. Abelein : a. a. O. S. 88
- 24) M. Abelein : a. a. O. S. 90
- 25) M. Abelein : a. a. O. S. 90f
- 26) W. Hofer : a. a. O. Dok. 45
- 27) H. グラーザー (関楠生訳) : ヒトラーとナチス S. 208
- 28) C. ペトリ (関楠生訳) : 白バラ抵抗運動の記録 S. 45ff
- 29) K. D. Bracher : a. a. O. S. 314f